

第30回 定時株主総会 招集ご通知

日時

2026年6月30日（火曜日）
午前10時

場所

東京都千代田区有楽町一丁目1番2号
日比谷三井カンファレンス ROOM1+2
(東京ミッドタウン日比谷 日比谷三井タワー8階)

目次

第30回定時株主総会招集ご通知……	1
株主総会参考書類……	5
事業報告……	14
連結計算書類……	35
計算書類……	37
監査報告書……	39

NANOホールディングス株式会社

証券コード：4571

証券コード 4571
(発送日) 2026年6月5日

(電子提供措置の開始日) 2026年5月30日

株 主 各 位

東京都港区愛宕二丁目5番1号
NANOホールディングス株式会社
代表取締役会長兼社長CEO 松村 淳

第30回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第30回定時株主総会を下記により開催いたしますのでご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、以下【電子提供措置事項が掲載されるウェブサイト】に掲載しておりますので、アクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【電子提供措置事項が掲載されるウェブサイト】

項番	ウェブサイト名及びURL	アクセス方法
1	当社ウェブサイト https://www.nano-hd.com/	「IR Library」、「2026年」を順に選択し、「株主総会関連情報」を確認ください。
2	上場会社情報サービス（東京証券取引所） https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show	「銘柄名（会社名）」に「NANOホールディングス」または「コード」に当社証券コード「4571」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を順に選択し、確認ください。
3	株主総会ポータル [®] （三井住友信託銀行） https://www.soukai-portal.net	同封の議決権行使書にある二次元コードを読み取るか、左記URLにアクセスしID・初期パスワードを入力ください。

※各ウェブサイトは定期メンテナンス等により一時的にアクセスできない状態になる場合がございます。
閲覧できない場合は他のウェブサイトからご確認いただくか、時間をおいて再度アクセスしてください。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面により議決権を行使することができますので、3ページの「議決権行使のご案内」をご参照いただき、株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年6月29日（月曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月30日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区有楽町一丁目1番2号
日比谷三井カンファレンス ROOM1+2
（東京ミッドタウン日比谷 日比谷三井タワー 8階）
3. 目的事項
報告事項
- 1.第30期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 2.第30期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 取締役8名選任の件
第2号議案 取締役の報酬額改定の件
第3号議案 取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度の改定の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3) インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、開会時刻間際には受付が大変混雑いたしますので、お早めにご来場くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会にご出席の株主の皆さまへのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- ◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。なお、監査役及び会計監査人は、次に掲げる事項を含む監査対象書類を監査しております。
- ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
 - ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、以下の3つの方法により行使いただけます。

■株主総会にご出席される場合

本招集ご通知と併せてお送りする議決権行使書用紙をご持参いただき、株主総会当日に会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時：2026年6月30日（火曜日）午前10時

■郵送（書面）にて議決権を行使される場合

株主総会参考書類をご検討いただき、本招集ご通知と併せてお送りする議決権行使書用紙に賛否をご記入のうえ、ご投函ください。

行使期限：2026年6月29日（月曜日）午後5時30分到着分まで

■インターネットにて議決権を行使される場合

1. 議決権行使の方法について

以下のいずれかの方法でインターネットによる議決権行使が可能です。

(1) スマートフォン等による議決権行使方法

- ①議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ります（ID・PWの入力は不要です）。
- ②株主総会ポータルサイト上部の「議決権行使へ」ボタンから、議決権行使画面を開きます。
- ③以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。
※ QRコードは（株）デンソーウェーブの登録商標です。

(2) PC等による議決権行使方法

- ①株主総会ポータルサイト (<https://www.soukai-portal.net>) にアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「株主総会ポータルログインID」及び「パスワード」をご入力ください。
- ②株主総会ポータルサイト上部の「議決権行使へ」ボタンから、議決権行使画面を開きます。
- ③以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

なお、議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただくことによっても議決権行使が可能です。

2. 議決権行使の取り扱いについて

- (1) 議決権の行使期限は、2026年6月29日（月曜日）午後5時30分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- (2) インターネットと書面により、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしたします。また、インターネットによって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- (3) 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」（ただし議決権行使ウェブサイトへアクセスするパスワードを株主様ご自身で変更されている場合は変更後のパスワード）をご入力いただく必要があります。

3. パスワードおよび議決権行使コード・株主総会ポータルログインIDの取り扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認する手段です。届出印鑑や暗証番号と同様に大切にお取り扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている「議決権行使コード/株主総会ポータルログインID」は、本総会に限り有効です。

4. 事前質問受付のご案内（受付期限 2026年6月26日（金）17時30分まで）

本株主総会においては、株主総会ポータルを通じて、株主様より議案に関するご質問を事前に承ります。いただいたご質問の中で株主の皆さまの関心が高いと思われるご質問については、本株主総会にて取り上げさせていただきます。

上記の議決権行使方法と同様に、株主総会ポータルにアクセスいただき、トップ画面から「事前質問へ」ボタンをタップ/クリックします。「事前質問のご入力」画面が表示されますので、以降は画面の案内に従ってご質問をご入力ください。

※いただいたご質問に対して、個別に回答はいたしませんのでご了承ください。

5. 操作方法に関するお問い合わせ先について

株主総会ポータルサイトならびに議決権行使ウェブサイトの操作方法等がご不明な場合は、以下にお問い合わせください。

三井住友信託銀行株式会社 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
【電話】 0120 (652) 031 （受付時間 午前9時～午後9時）

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役8名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員（8名）は、任期満了となりますので、改めて取締役8名の選任をお願いいたしたく存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式の数
1	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">再任</div> まつむら 村 淳 (1962年1月24日生)	1986年4月 野村證券株式会社入社 2008年1月 株式会社クワイエット・パートナーズ代表取締役 2010年9月 株式会社ウィズ・パートナーズ代表取締役 2012年3月 当社取締役 2017年3月 株式会社ALBERT社外取締役、取締役会長歴任 2020年5月 株式会社ウィズ・パートナーズ代表取締役社長CEO 2021年6月 当社社外取締役 2023年1月 当社取締役会長 2025年6月 当社代表取締役会長 2025年12月 当社代表取締役会長兼社長CEO（現任） 2025年12月 Nano Bridge Investment株式会社取締役（現任）	584,900株
2	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">再任</div> いいの 飯 野 智 (1965年7月9日生)	1989年4月 株式会社日立製作所入社 2000年3月 CSKベンチャーキャピタル株式会社入社 2004年2月 同社取締役 2010年9月 株式会社ウィズ・パートナーズ執行役員 2012年3月 当社取締役 2015年3月 株式会社ウィズ・パートナーズマネージング・ディレクターファンド事業CIO 2017年3月 株式会社ALBERT社外取締役 2021年6月 当社取締役 2021年6月 株式会社ウィズ・パートナーズ取締役COO兼Co-CIO 2024年4月 株式会社ウィズ・パートナーズ代表取締役社長 2025年7月 当社シニア・アドバイザー 2025年12月 当社取締役CIO（現任） 2025年12月 Nano Bridge Investment株式会社代表取締役社長（現任）	250,000株

候補者 番号	ふ 氏 り が な 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式の数
3	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">再任</div> と 富 ど こ ろ 所 の ぶ 伸 ひ ろ 広 (1965年6月1日生)	1989年4月 日東電工株式会社入社 2015年6月 同社執行役員情報機能材料事業部門情報機能材料事業部長 2017年4月 同社執行役員情報機能材料事業部門長 2017年6月 同社取締役上席執行役員情報機能材料事業部門長 2019年6月 同社取締役常務執行役員 2021年6月 同社取締役専務執行役員 2022年6月 同社代表取締役専務執行役員 2024年6月 アクセリード株式会社代表取締役社長CEO 2025年7月 当社シニア・アドバイザー 2025年12月 当社取締役CGO（現任） 2026年4月 NANO MRNA株式会社取締役（現任）	250,000株
4	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">再任</div> ま 松 お 尾 た か し 隆 (1961年3月15日生)	1984年4月 株式会社山善入社 1998年4月 株式会社オートバックスセブン経営企画部長 2002年6月 同社取締役エグゼクティブ・オフィサー経営企画、経理・財務、広報、IR担当兼経営企画管理室長 2004年6月 同社取締役オフィサー経営戦略推進担当兼経営企画管理室長 2006年4月 同社取締役CSO経営戦略推進統括 2007年5月 取締役CSO経営戦略推進統括兼Co-COO海外事業戦略推進統括 2010年4月 株式会社大洋代表取締役社長 2013年4月 株式会社オートバックス南海代表取締役社長 2014年4月 株式会社オートバックス福岡代表取締役社長 2021年4月 株式会社オートバックス南日本販売相談役 2023年6月 当社社外監査役 2023年8月 株式会社バリュークリエイト代表取締役（現任） 2025年6月 当社取締役 2025年12月 当社取締役CAO 2026年4月 当社取締役CFO兼CAO兼CCO（現任）	150,000株

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式の数
5	<p>再任</p> <p>あきながしろう 秋永士朗 (1956年11月28日生)</p>	<p>1981年4月 協和発酵工業株式会社（現協和キリン株式会社）入社</p> <p>1994年4月 同社医薬研究所主任研究員</p> <p>2001年4月 同社創薬研究本部がん領域マネージャー</p> <p>2006年4月 同社研究開発本部国際開発部長、臨床開発第一部長歴任</p> <p>2008年10月 協和発酵キリン株式会社（現協和キリン株式会社）開発本部臨床開発第一部長</p> <p>2011年3月 同社執行役員国際開発統括</p> <p>2013年3月 同社フェロー</p> <p>2017年3月 アクユルナ株式会社取締役CSO</p> <p>2018年11月 同社代表取締役社長</p> <p>2020年6月 当社取締役</p> <p>2020年9月 当社取締役研究開発本部長CSO</p> <p>2022年9月 株式会社PrimRNA代表取締役社長</p> <p>2022年12月 当社代表取締役社長兼研究開発本部長CSO</p> <p>2023年10月 当社代表取締役社長</p> <p>2025年12月 当社代表取締役CTO</p> <p>2026年4月 当社取締役CTO（現任）</p> <p>2026年4月 NANO MRNA株式会社代表取締役社長（現任）</p>	592,060株
6	<p>再任</p> <p>なかとみいちろう 中富一郎 (1950年12月2日生)</p>	<p>1978年4月 久光製薬株式会社入社</p> <p>1991年1月 TheraTech Inc.(米国)事業開発担当副社長</p> <p>1993年10月 日本セラテック株式会社代表取締役社長兼任</p> <p>1996年6月 当社代表取締役社長CEO</p> <p>2008年8月 iPSアカデミアジャパン株式会社社外取締役</p> <p>2013年10月 OP NanoPharma Co.,Ltd. (台湾) 社外取締役（現任）</p> <p>2014年7月 株式会社iPSポータル社外取締役</p> <p>2020年5月 株式会社アヴィーダ・サイエンス代表取締役（現任）</p> <p>2020年5月 王子ファーマ株式会社顧問（現任）</p> <p>2021年4月 学校法人東京理科大学アドバイザー（現任）</p> <p>2025年5月 当社特別顧問</p> <p>2025年12月 当社取締役CNO（現任）</p>	1,005,000株

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式の数
7	<div data-bbox="284 379 409 409" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任・社外</div> <div data-bbox="314 424 538 492" style="text-align: center;"> <small>くろず</small> 黒 圖 <small>はじめ</small> 肇 (1959年1月15日生) </div>	<p>1982年4月 野村証券株式会社入社 2003年4月 同社 企業金融一部長、大阪金融一部長歴任 2007年10月 野村アセットマネジメント株式会社出向 2010年12月 LIC Nomura Mutual Fund Asset Management Pvt. Ltd. (インド) 出向 2016年3月 株式会社格付投資情報センター 常務執行役員RM本部担当RM本部長、市場営業部、香港事務所担当、香港事務所長、マーケティング本部担当歴任 2017年4月 同社 常務執行役員RM本部、市場営業部、香港事務所担当 2019年3月 同社 専務執行役員 営業統括、マーケティング本部担当、香港事務所長 2021年3月 同社 取締役専務執行役員 営業統括、マーケティング本部担当、香港事務所長 2024年3月 P-ALMキャピタル株式会社代表取締役社長(現任) 2024年6月 当社社外取締役(現任)</p>	154,800株
8	<div data-bbox="284 923 409 954" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任・社外</div> <div data-bbox="314 969 538 1037" style="text-align: center;"> <small>えじり</small> 江 尻 <small>たかし</small> 隆 (1942年5月16日生) </div>	<p>1969年4月 弁護士登録 1977年11月 榎田江尻法律事務所(現弁護士法人西村あさひ法律事務所)パートナー 1986年9月 日本弁護士連合会国際交流委員会副委員長 1998年11月 株式会社有線ブロードバンドネットワークス(現株式会社USEN)監査役 2003年6月 株式会社あおぞら銀行監査役 2004年6月 安藤建設株式会社(現株式会社安藤・間)監査役 2006年6月 カゴメ株式会社監査役 2010年5月 三菱UFJ証券ホールディングス株式会社監査役 2010年5月 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社監査役 2010年5月 デイック株式会社社外監査役 2010年8月 弁護士法人西村あさひ法律事務所社員 2017年3月 株式会社ALBERT社外取締役 2017年6月 株式会社オービック社外取締役(現任) 2017年8月 名取法律事務所(現ITN法律事務所)シニアパートナー 2025年12月 ESTパートナーズ法律事務所オブカウンセル(現任) 2025年12月 当社社外取締役(現任)</p>	100,000株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 黒圖肇及び江尻隆は、社外取締役候補者であります。また、本議案が承認可決された場合、黒圖肇を当社が上場する株式会社東京証券取引所に引き続き独立役員として届け出る予定です。
3. 松村淳を取締役候補者とした理由は、戦略的な資本業務提携等における多数の経験と実績を有しており、企業経営の専門家としての視点に基づき、当社取締役会長兼社長として経営全般にわたる適切な意思決定と職務執行の中核を担う重要な人材と考えているためです。
4. 飯野智はベンチャーキャピタル及びプライベート・エクイティ業界において、黎明期にあった日本のバイオベンチャーへの創業期からの投資をリードし、上場ベンチャー企業への投資及びバリュアアップなど幅広い経験と見識を有しております。同氏を取締役候補者とした理由は、チーフ・インベストメント・オフィサー(CIO)として投資事業の中核を担い、当社の経営全般にわたる適切な意思決定と職務執行を担う重要な人材と考えているためです。
5. 富所伸広は事業会社において、新規事業を牽引し、主力事業に押し上げるなど、事業の成長に向けた技術革新や構造改革、サプライチェーン等に精通しており、また、豊富な経営経験を有します。同氏を取締役候補者とした理由は、チーフ・グロース・オフィサー (CGO)として、投資した会社のバリュアアップ及びカーブアウト戦略を中心に担当する責任者として、当社の経営全般にわたる適切な意思決定と職務執行を担う重要な人材と考えているためです。
6. 松尾隆を取締役候補者とした理由は、上場企業における経営戦略や経営管理の幅広い経験並びに当社監査役としての業務を通して当社事業に深い理解があることから、当社経営の重要事項の決定及び経営管理部門を管掌する重要な人材と考えているためです。
7. 秋永士朗を取締役候補者とした理由は、製薬企業における研究及び国内外の臨床開発に幅広い経験と見識を有し、当社においては2020年より研究開発本部長CSO、2022年より代表取締役社長として当社の経営戦略決定や職務執行の中核を担ってまいりました。今後も当社経営の重要事項の決定及び研究開発部門を管掌する重要な人材と考えているためです。
8. 中富一郎は当社創業時から代表取締役社長として20年以上にわたり当社の経営全般を統率し、国内外の製薬企業との提携など事業開発の豊富な経験を有しております。同氏を取締役候補者とした理由は、チーフ・ネットワーク・オフィサー (CNO)として、企業理念やビジョンを社内に浸透させ、当社の既存事業及び投資先の企業のバリュアアップ並びにグループ全体のIR等に貢献し、当社の経営全般にわたる適切な意思決定と職務執行を担う重要な人材として考えているためです。
9. 黒圖肇を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、証券会社及び格付機関において企業経営、マーケティング、経営戦略等において豊富な経験を有しており、当社経営の重要事項の決定及び業務執行に対する有益な助言・指導をいただく重要な人材として考えているためです。
10. 江尻隆は過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、同氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、弁護士としての長年にわたる企業法務の豊富な知識と実績を活かし、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な視点から、経営の監督とチェック機能を果たすとともに、当社経営の重要事項の決定及び業務執行に対する有益な助言・指導をいただく重要な人材として考えているためです。
11. 社外取締役候補者の本定時株主総会終結の時までの在任年数は、黒圖肇は2年、江尻隆は6か月であります。
12. 当社は黒圖肇及び江尻隆との間で会社法第427条第1項の責任限定契約を締結しております。本総会において、両氏が原案どおり選任されますと、当該責任限定契約を継続する予定であります。その契約内容の概要は、次のとおりであります。
- ・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。
13. 当社は保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、当社取締役を含む被保険者の業務につき行った行為（不作為を含

む。)に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補填することとしております(ただし、犯罪行為や意図的に違法行為を行った場合を除く。)。各候補者が取締役を選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

【ご参考】当社取締役会のスキルマトリックス(議案が承認可決された場合)

氏名	性別	在任期間	社外取締役	独立役員	企業経営	企業投資	M&A/カープアウト	研究開発	マーケティング/事業開発	創薬/ヘルスケア	財務会計/ファイナンス/ICT	人事/労務	法務・コンプライアンス
松村 淳	男性	5年			●	●	●		●	●	●	●	
飯野 智	男性	6か月			●	●	●		●	●	●		●
富所伸広	男性	6か月			●	●	●		●	●		●	●
松尾 隆	男性	1年			●	●	●		●		●	●	●
秋永士朗	男性	6年			●			●		●			
中富 一郎	男性	6か月			●		●	●	●	●			●
黒圖 肇	男性	2年	●	●	●	●	●				●	●	●
江尻 隆	男性	6か月	●			●	●					●	●

第2号議案 取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、2023年6月29日開催の第27回定時株主総会において、年額200百万円以内(うち、社外取締役分年額50百万円以内)とご承認いただき現在に至っておりますが、当社の投資事業進出による事業規模の拡大及び経営環境の変化に伴い、取締役の役割および責任が従来以上に増大していること、ならびに今後の優秀な人材の確保および企業価値向上を目的として、取締役の報酬額を改定したいと存じます。新たな報酬額については、これまでの取締役の報酬額及び当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案した上で相当と考えられる金額として、年額500百万円以内(うち、社外取締役分年額100百万円以内)とさせていただきますたく存じます。

なお、当該報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたく存じます。

現在の取締役は8名(うち、社外取締役2名)であり、本議案に係る取締役の員数は、第1号議案が原案どおり承認可決されますと、8名(うち、社外取締役2名)となります。

第3号議案 取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度の改定の件

1. 改定の理由

2025年6月27日開催の第29回定時株主総会において、取締役の報酬等の額（年額200百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とは別枠で、当社の取締役（社外取締役を含む。以下「対象取締役」という。）の譲渡制限付株式に係る報酬等の総額は、年額300百万円以内（うち、社外取締役100百万円以内、これにより発行または処分される当社の普通株式の総数は年300万株以内（うち、社外取締役年100万株以内。））として株主の皆様のご承認をいただいております（以下「当初決議」という。）。

今般、2021年3月1日施行の会社法改正に基づき、譲渡制限付株式の付与の際の柔軟な運用を可能とすることを目的に、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」という。）において取締役（社外取締役を含む）の職務執行の対価として、募集株式の引換えとして金銭等の給付を要せずは無償で当社の普通株式の発行若しくは処分を受ける方法（以下「無償交付方式」という。）を用いることを可能とすべく変更するものであります。また、対象取締役が株価変動のメリットとリスクを株主様と共有し、株価上昇並びに企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、取締役の報酬等の額とは別枠として、対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数（上限）及び総額（上限）を変更するものであります。

なお、譲渡制限付株式の割当ては、当社における対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、本議案は上記改定の目的に照らし、相当であるものと判断しております。現在の対象取締役は8名（うち、社外取締役2名）でございますが、第1号議案「取締役8名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、対象取締役は8名（うち、社外取締役2名）となります。

2. 改定の概要

本制度は、当社の取締役（社外取締役を含む）に対し、①無償交付方式、または、②当社から報酬として支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式の発行若しくは処分を受ける方法（以下「現物出資方式」という。）のいずれかの方法により、当社の譲渡制限付株式である普通株式を割り当てるものといたします。

また、当初決議において、本制度に基づき、取締役（社外取締役を含む）に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数（上限）を「年300万株以内（うち、社外取締役100万株以内）」とご承認いただいておりますが、その総数（上限）を「年500万株以内（うち、社外取締役100万株以内）」に、また現物出資方式の場合の金銭報酬債権の総額（上限）を、「年額300百万円以内（うち、社外取締役100百万円以内）」から「年額1,000百万円以内（うち、社外取締役200百万円以内）」と改定いたします。

なお、①無償交付方式による場合、譲渡制限付株式の付与に際して金銭の払込みは要しないもの

の、対象取締役の報酬等の額は、1株につき譲渡制限付株式の付与に係る各取締役会決議日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として算出します。また、②現物出資方式による場合、その1株当たりの払込金額は、譲渡制限付株式の付与に係る各取締役会決議日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利とならない範囲で取締役会において決定いたします。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については取締役会において決定するものとします。

以上の改定点を除き、当初決議の内容に変更はございません。

改定点	当初決議	変更案
割当てを受ける方法	現物出資方式	無償交付方式または 現物出資方式
譲渡制限付株式の総数（上限） 及び現物出資方式の場合の金銭 報酬債権の総額（上限）	年300万株（うち、社外取 締役100万株） 及び年額300百万円（う ち、社外取締役100百万 円）	年500万株（うち、社外取締 役100万株） 及び年額1,000百万円（う ち、社外取締役200百万円）

上記による当社の普通株式の発行に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、当社の取締役会が定める期間（3年以上の期間とし、以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 譲渡制限の解除

当社は、各対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役の地位にあったこと等を条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、当社の取締役会が正当と認める理由により取締役の地位を喪失した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、本割当契約及び当社の定める譲渡制限付株式報酬規程の定めに従い合理的に調整するものとする。

(3) 本割当株式の無償取得

各対象取締役が当社の取締役会が正当と認める理由以外の理由により退任した場合等、本割当契

約で定める一定の事由に該当した場合には、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(2)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取り扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の効力発生日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、この場合、当社は、譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他取締役会で定める事項

上記のほか、本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約の改定の方法、その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

以 上

事業報告

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、米国の関税政策による影響が見られたものの、企業収益や雇用・所得環境は堅調に推移し、設備投資や個人消費が回復傾向にあり、景気は緩やかな回復を維持しております。

このような環境のもと、当社グループは、当連結会計年度において、売上高は174,498千円（前連結会計年度比60.8%増）、営業損失は965,988千円（前連結会計年度営業損失755,349千円）、経常損失は866,939千円（前連結会計年度経常損失687,546千円）、親会社株主に帰属する当期純損失は943,880千円（前連結会計年度親会社株主に帰属する当期純損失835,380千円）となりました。

なお、当連結会計年度におきまして、以下の営業外収益及び営業外費用並びに特別損失を計上しております。

- ・ 外国為替相場の変動による為替差益29,798千円を営業外収益に計上しております。これは主に、当社の保有する外貨建預金の評価替えにより発生したものであります。
- ・ 研究開発等に係る補助金収入76,995千円を営業外収益に計上しております。
- ・ 雑収入7,954千円を営業外収益に計上しております。これは主に、当社の連結子会社 PrimRNA AU Pty Ltdにおいて、豪州における研究開発税制の適用による還付金を受領したことによるものです。
- ・ 支払利息23,139千円を営業外費用に計上しております。これは第1回無担保社債（適格機関投資家限定）に係る支払利息であります。
- ・ 社債発行費25,000千円を営業外費用に計上しております。これは第1回無担保社債（適格機関投資家限定）を発行したことによるものです。
- ・ 減損損失19,790千円を特別損失に計上しております。これは主に、湘南研究所の建物附属設備及び機械装置の減損処理を行ったことによるものです。
- ・ 転換社債償還損54,024千円を特別損失に計上しております。これは第6回無担保転換社債型新株予約権付社債の繰上償還を行ったことによるものです。

当連結会計年度における各事業の状況は以下のとおりです。

(投資事業の状況)

当社は、2025年12月11日に開催した臨時株主総会において商号を「NANOホールディングス株式会社」へ変更し、戦略的投資事業を正式に開始いたしました。同時に、投資事業への転換を進めるとともに、日本の優れた技術・事業資産をグローバル市場へ接続する投資プラットフォームの構築を推進してまいりました。

国内ではSBIグループ等との連携による案件ソーシング体制を整備し、米国ではNano Holdings USを通じた海外VC・投資家ネットワークの構築、中国ではNorwich Capitalとの協業によるライセンス・治験展開支援を進めるなど、海外展開に向けた基盤構築を進めてまいりました。

日本には世界水準の技術力や創薬シーズを有する企業が多数存在する一方で、グローバル資本市場へのアクセスや海外展開機能が十分ではなく、その潜在価値が十分に評価されていないケースも存在しております。また、政府による創薬力強化政策の拡充により、創薬・ヘルスケア分野を取り巻く事業環境も大きく変化しております。

こうした環境変化を背景に、当社は、日・米・中を接続する投資プラットフォームを通じて、創薬ベンチャーやヘルスケア事業の企業価値向上を支援し、IPO・M&A等のグローバルEXIT戦略を推進することで、中長期的な成長につなげてまいります。

当連結会計年度において、投資専門子会社 Nano Bridge Investment株式会社 (NBI) を設立しました。また、2026年1月には適格機関投資家に認定され、SBIホールディングス株式会社の連結子会社であるSBI新生企業投資株式会社を親会社とするSBI新生グロースキャピタル株式会社 (SGC) と共同でNBI-SBISGC 1号投資事業有限責任組合 (Bio Bridge I) を組成いたしました。現在、未公開ヘルスケア企業や大企業の事業分割案件を中心に数十社の企業と秘密保持契約を締結し、投資あるいは事業提携に向けた検討を進めております。

(NANO MRNA事業の状況)

NANO MRNA事業においては、TUG1 ASO及びRUNX1 mRNAの臨床開発を優先して進めております。RNA創薬に関しては、PEGフリーのLNP技術を有するLuna RD株式会社を買収し、このDDS技術を一つのコア技術として、mRNA或いはオリゴ核酸のプラットフォーム主導型の事業展開を今後加速いたします。in vivo CAR Tの研究開発に関しては、世界的な開発競争が展開されており、当社も優先的に取り組んでまいります。なお、2026年4月1日より、NANO MRNA事業は、新設子会社「NANO MRNA株式会社」に移管いたしました。また、今後の開示方針として、研究開発パイプラインに関する情報につきましては、臨床開発段階にあるもの及び業績に重要な影響を与える事項を除き、非開示とする方針としております。

臨床パイプラインの状況につきましては以下のとおりです。

TUG1 ASO（再発膠芽腫）：

2026年4月20日に米国がん学会(AACR)にて名古屋大学大学院 医学研究科 脳神経外科学 齋藤竜太教授より本製剤のPhase I試験の投与レベル4までの最終結果が報告されました。本製剤はレベル4では用量制限毒性を認め、至適用量はレベル3以下に決定されました。重篤な安全性の懸念はなく、対象疾患である難治性の再発膠芽腫に対し、1例で腫瘍の縮小を伴う長期SD（Unconfirmed PR）の所見が得られていることが公表されました。本試験結果を踏まえて、投与量およびスケジュールを再検討するPhaseIb試験の試験実施計画を策定中であり、2026年8月を目途に治験届を提出する予定です。

RUNX1 mRNA（変形性膝関節症）：

2025年11月にオーストラリアで治験実施施設がオープンし、Phase I試験を開始し、2026年2月に第1例目の投与が実施され、これまでに合計3例の被験者への投与が実施されております。今後も現地の医療機関と強固に連携し、スクリーニング機会拡大などを通じて登録の加速化を進めています。

販売事業につきましては、株式会社アルビオンが販売する美容液エクラフチュール及び薬用美白美容液エクシア ブライトニング イマキュレート セラム用の当社技術を応用した原材料を供給しております。これにより、当連結会計年度において、原材料の販売による売上高89,900千円を計上しております。

コムレクス®耳科用液1.5%（開発コードENT103）は、2023年6月からセオリアファーマ株式会社により販売されております。契約変更による利益分配方法の見直しにより、当連結会計年度において、売上高84,598千円を計上しております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は20,287千円であり、主なものは次の通りであります。

建物附属設備	6,903千円
医薬品製造機器等	13,383千円

③ 資金調達の状況

当社は、2025年10月8日付で株式会社SBI証券に対し、第1回無担保社債（適格機関投資家限定）を発行し、2,500百万円を調達いたしました。また、2025年10月30日付で同社に対し、第22回新株予約権（行使価額修正条項付）を発行し、発行分にて35百万円、行使分にて1,221百万円をそれぞれ調達いたしました。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

なお、当社は、当連結会計年度後の2026年4月1日を効力発生日として、新設分割により創薬事業を承継する100%子会社、NANO MRNA株式会社を設立いたしました。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区分	第27期 (2023年3月期)	第28期 (2024年3月期)	第29期 (2025年3月期)	第30期 (当連結会計年度) (2026年3月期)
売上高 (百万円)	202	135	108	174
経常利益 (△損失) (百万円)	△1,104	△749	△687	△866
親会社株主に帰属する 当期純利益 (△純損失) (百万円)	△1,310	△780	△835	△943
1株当たり当期純利益 (△純損失) (円)	△18.70	△11.10	△11.85	△12.90
総資産 (百万円)	5,784	5,071	3,996	5,906
純資産 (百万円)	4,253	3,421	2,739	3,565
1株当たり純資産額 (円)	60.61	48.39	38.59	43.11

② 当社の財産及び損益の状況

区分	第27期 (2023年3月期)	第28期 (2024年3月期)	第29期 (2025年3月期)	第30期 (2026年3月期)
売上高 (百万円)	202	135	108	174
経常利益 (△損失) (百万円)	△995	△605	△650	△787
当期純利益 (△純損失) (百万円)	△1,202	△635	△996	△863
1株当たり当期純利益 (△純損失) (円)	△17.15	△9.04	△14.13	△11.81
総資産 (百万円)	5,695	5,042	3,815	5,743
純資産 (百万円)	4,422	3,734	2,892	3,781
1株当たり純資産額 (円)	63.03	52.84	40.75	45.75

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金または出資金 (千円)	当社の出資比率	主な事業内容
Nano Bridge Investment株式会社	46,000	100.0%	投資事業
NBI-SBISGC1号投資事業有限責任組合	505,000	99.9% (0.9)	投資事業
株式会社PrimRNA	99,500	100.0%	医薬品の研究開発
PrimRNA AU Pty Ltd	211,088	100.0% (100.0)	医薬品の研究開発

注1. 当社の出資比率欄の（ ）内の数字は、間接所有割合の内数を表示しております。

- 2025年12月11日付でNano Rejuvenation株式会社は商号変更し、Nano Bridge Investment株式会社となりました。
- 2026年1月30日付で、Nano Bridge Investment株式会社はSBI新生グロースキャピタル株式会社と共同でNBI-SBISGC1号投資事業有限責任組合を組成しました。

(4) 対処すべき課題

当社は、2026年4月1日より、投資事業を主たる事業に変更いたしました。日本の優れた技術・事業資産をグローバル資本・事業開発・EXITへ接続し、企業価値向上を実現するため、投資事業を中心とした成長戦略を展開しております。

また、有望企業への投資実行、製薬企業・大企業との事業アライアンスおよび米国VCとの連携強化を通じて、中長期的な収益基盤の拡大を目指しております。

今後の当社の成長戦略として、以下の5項目を重点課題として取り組んでまいります。

①投資案件の発掘力および投資判断精度の向上

当社グループを取り巻く事業環境は大きく変化しており、成長性・収益性を兼ね備えた投資案件を継続的に発掘することが重要な課題であると認識しております。

特に、ヘルスケア・バイオテクノロジー領域において、有望なスタートアップ企業および成長企業への投資機会を拡大するとともに、製薬企業、大企業および米国VC等とのネットワーク強化を通じて、国内外の優良案件へのアクセス向上を図ってまいります。

このため、情報収集体制の強化、専門人材の確保および外部ネットワークの活用等を通じて、投資案件のソーシング力および投資判断精度の向上に努めてまいります。

- ②投資先企業の企業価値向上および事業アライアンス推進
投資収益の最大化を図るためには、投資実行後における投資先企業の成長支援および経営改善支援が重要であると認識しております。
当社は、経営支援、人材紹介、資本政策支援等を通じて、投資先企業の企業価値向上に取り組んでまいります。
- ③リスク管理体制およびコンプライアンス体制の強化
投資事業においては、市場環境の変化、投資先の業績悪化、法規制の変更等、さまざまなリスクが存在しております。
当社は、投資管理体制の高度化、内部統制の充実およびコンプライアンス意識の徹底を図ることで、健全かつ安定的な事業運営に努めてまいります。
また、投資実行、事業進捗および戦略方針に関する透明性の高い情報開示を迅速に行うことで、投資家との信頼関係構築および企業価値向上を推進してまいります。
- ④透明性ある情報開示による企業価値向上
当社は、投資実行、事業進捗および戦略方針に関する適時かつ透明性の高い情報開示を行うことで、投資家との信頼関係構築および企業価値向上を推進してまいります。
また、株主・投資家との建設的な対話を通じて、当社の成長戦略および事業価値への理解促進を図るとともに、資本市場からの適切な評価獲得に努めてまいります。
- ⑤中長期的な収益基盤の拡大
当社は、有望企業への投資および投資先企業との連携を通じて、中長期的な収益基盤の拡大を図ってまいります。
加えて、製薬企業・大企業とのアライアンスおよびグローバルネットワークの活用により、新たな収益機会の創出および投資回収機会の多様化を推進し、持続的な成長と企業価値向上に取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容（2026年3月31日現在）

当社の主たる事業は、投資事業であり、当社子会社である Nano Bridge Investment 株式会社は、ヘルスケア領域における成長企業への投資機会を拡大するため、SBI新生グロースキャピタル株式会社（SGC）と共同で「NBI-SBISGC1 号投資事業有限責任組合（Bio Bridge I）」を組成し、日本のヘルスケア領域に新たな資金供給の枠組みを提供します。

また、新薬開発及びDDS技術の知見を活かしつつ、NANO MRNA事業（創薬事業）を行っており、核酸医薬TUG1 ASO及びRUNX1 mRNAが臨床試験段階にあります。

(6) 主要な営業所 (2026年3月31日現在)

① 当社

本 社	東京都港区
研 究 所	神奈川県藤沢市

② 子会社

Nano Bridge Investment株式会社	東京都港区
NBI-SBISGC 1号投資事業有限責任組合	東京都港区
株式会社PrimRNA	東京都港区
PrimRNA AU Pty Ltd	オーストラリア連邦ビクトリア州

(7) 使用人の状況 (2026年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
23名	3名増

(注) 使用人数は就業員数であります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
23名	3名増	52.3歳	5.5年

(注) 使用人数は就業員数であります。

(8) 主要な借入先の状況 (2026年3月31日現在)

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況（2026年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 282,501,800株

(注) 当社は、2025年6月27日開催の第29回定時株主総会の決議に基づく定款の一部変更により、2025年6月27日付で、発行可能株式総数を130,122,800株から282,501,800株に変更しております。

(2) 発行済株式の総数 82,100,758株

(注) 当社は、取締役（社外取締役を含む。）8名、監査役3名並びに従業員及び子会社取締役17名に対して譲渡制限付株式付与のため、2025年8月15日付及び2026年1月9日付で普通株式2,736,300株を発行いたしました。また、2025年10月30日付で発行した第22回新株予約権（行使価額修正条項付）の権利行使により、8,739,000株を発行いたしました。

(3) 株主数 31,093名

(4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
セ ン ト ラ ル 短 資 株 式 会 社	1,635,300株	1.99%
株 式 会 社 S B I 証 券	1,606,571	1.96
松 井 証 券 株 式 会 社	1,116,500	1.36
上 田 八 木 短 資 株 式 会 社	1,100,000	1.34
中 富 一 郎	1,005,000	1.22
楽 天 証 券 株 式 会 社 共 有 口	942,400	1.15
ノ ー リ ッ ツ 鋼 機 株 式 会 社	750,000	0.91
マ ネ ッ ク ス 証 券 株 式 会 社	673,746	0.82
京 滋 建 設 株 式 会 社	640,900	0.78
信 越 化 学 工 業 株 式 会 社	625,000	0.76

(注) 持株比率は、自己株式（32,329株）を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に対し交付した株式の状況

当社は、取締役（社外取締役を含む。）8名及び監査役3名に対して譲渡制限付株式の付与のため、2025年8月15日付及び2026年1月9日付で以下のとおり普通株式2,200,000株を交付いたしました。

区分	交付した株式の数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	1,600,000株	6名
社外取締役	250,000株	2名
監査役	350,000株	3名

3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度末における新株予約権等の状況

名称 (発行年月日)	行使期間	新株予約権 の数	目的となる 株式の数	行使価額
第20回新株予約権 (2023年2月13日)	2023年2月13日 ~2025年12月26日	個 —	株 —	円 —
第21回新株予約権 (2023年6月12日)	2023年6月13日 ~2033年6月12日	—	—	—
第22回新株予約権 (行使価額修正条項付) (2025年10月30日)	2025年10月31日 ~2027年11月1日	282,610	28,261,000	(注) 3

- (注) 1.第20回新株予約権は、2025年9月22日付で、残存する本新株予約権の全部(102,642個)を取得し、取得後直ちに消却しております。
- 2.第21回新株予約権は、2025年9月22日付で、残存する本新株予約権の全部(47,170個)を取得し、取得後直ちに消却しております。
- 3.当初行使価額：172円
下限行使価額：94円
行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の当社普通株式の終値の92%に相当する金額に修正されますが、その価額が下限行使価額を下回る場合には、下限行使価額が修正後の行使価額となります。

(2) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

(2026年3月31日現在)

該当事項はありません。

(3) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(4) その他新株予約権等の状況

- ①2023年1月26日開催の取締役会決議に基づき発行した第6回無担保転換社債型新株予約権付社債1,108百万円に付された新株予約権

新株予約権の総数	一個
新株予約権の目的である株式の種類	普通株式
新株予約権の目的である株式の数	行使請求に係る本社債の払込金額の総額を転換価額で除した数とする。
転換価額	154円
新株予約権の発行価額	無償
割当先	THEケンコウFUTURE投資事業有限責任組合

※2025年9月17日付で残存する本社債の全部（19個）を繰上償還（償還金額594百万円）しております。

- ②2023年1月26日開催の取締役会決議に基づき発行した第20回新株予約権

新株予約権の数	一個
目的である株式の種類と数	普通株式 一株（1個につき100株）
新株予約権の払込金額	第5回無担保転換社債型新株予約権付社債1個（額面金額28,750千円）
新株予約権の行使価額	1株につき 154円
新株予約権の行使期間	2023年2月13日から2025年12月26日まで
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできない。
割当先	THEケンコウFUTURE投資事業有限責任組合

※2025年9月22日付で残存する本新株予約権の全部（10,264,200個）を取得後直ちに消却しております。

③2023年5月26日開催の取締役会決議に基づき発行した第21回新株予約権

新株予約権の数	一個
目的である株式の種類と数	普通株式 一株（1個につき100株）
新株予約権の払込金額	13,679,300円（1個につき290円）
新株予約権の行使価額	1株につき 212円
新株予約権の行使期間	2023年6月13日から2033年6月12日まで
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできない。
割当先	株式会社IPガイア及びアクセリード株式会社

※2025年9月22日付で残存する本新株予約権の全部（47,170個）を取得後直ちに消却しております。

④2025年10月8日及び2025年10月15日開催の取締役会決議に基づき発行した第22回新株予約権（行使価額修正条項付）

新株予約権の数	370,000個
目的である株式の種類と数	普通株式 37,000,000株（1個につき100株）
新株予約権の払込金額	35,520,000円（1個につき96円）
新株予約権の行使価額及び行使価額の修正条件	当初行使価額 172円 下限行使価額 94円 行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の終値の92%に相当する金額に修正されます。但し、修正後の金額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、下限行使価額が修正後の行使価額となります。
新株予約権の行使期間	2025年10月31日から2027年11月1日まで
割当先	株式会社SBI証券

4. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (2026年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長兼社長	松村 淳	CEO
代表取締役	秋永 士朗	CTO
取締役	飯野 智	CIO Nano Bridge Investment株式会社代表取締役社長
取締役	富所 伸広	CGO
取締役	松尾 隆	CFO兼CAO兼CCO 株式会社バリュークリエイト 代表取締役
取締役	中富 一郎	CNO 株式会社アヴィーダ・サイエンス代表取締役
取締役	黒圖 肇	P-ALMキャピタル株式会社 代表取締役社長
取締役	江尻 隆	ESTパートナーズ法律事務所 オブカウンセル
常勤監査役	和田 成一郎	
監査役	坂本 二郎	株式会社カイオム・バイオサイエンス 社外取締役 (監査等委員)
監査役	清水 琢磨	法律事務所イオタ 代表パートナー弁護士 株式会社ABEJA 社外監査役

- (注) 1. 取締役黒圖肇及び江尻隆は社外取締役であります。
2. 監査役3名は全員が社外監査役であります。
3. 当社は、取締役黒圖肇、監査役坂本二郎及び清水琢磨を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 事業年度中に退任した取締役

2025年6月27日開催の第29回定時株主総会終結の時をもって、松山哲人及び松尾隆は監査役を辞任いたしました。なお、松尾隆は、監査役退任後、取締役に就任いたしました。

(3) 取締役会の実効性に関する評価

当社は、取締役会の意思決定機能、経営監督機能の実効性を確認し改善するため、取締役会全体の実効性について評価を行っております。

全取締役及び監査役にアンケートを実施し、その結果をもとに取締役会において、現状における取締役会の実効性、今後の課題等について報告・検討いたしました。

その結果、取締役会においては、各取締役及び各監査役による専門分野に応じた発言や自

由闊達な議論により議案の審議は適切に行われ、審議事項や時間についても概ね適切な運用が行われていることを確認しており、取締役会の実効性は十分に確保されているものと評価しております。

今後も取締役会全体の実効性を更に高めるべく、必要な施策を適宜検討・実行してまいります。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める額としております。

(5) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は以下の役員等賠償責任保険契約を締結しております。

① 被保険者の範囲

当社及び当社子会社の全ての役員、管理職従業員、社外派遣役員及び退任役員

② 保険契約の内容の概要

被保険者が①の会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償するもの。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じている。保険料は全額当社が負担する。

(6) 取締役及び監査役の報酬等

① 当事業年度における報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		対象となる 役員の数 (名)
		基本報酬	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	153 (18)	89 (12)	64 (6)	8 (2)
監査役 (うち社外監査役)	27 (23)	22 (19)	4 (4)	5 (4)
合 計 (うち社外役員)	180 (41)	112 (31)	68 (10)	13 (6)

- (注) 1. 使用人兼務取締役の使用人分給与は支給しておりません。
2. 監査役に対する報酬額は、監査役の員数は3名ですが、2025年6月27日開催の第29回定時株主総会終結時において退任した監査役2名が含まれているため、支給員数と合致しております。
3. 非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬制度に基づく当事業年度における費用計上額を記載しております。

② 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月10日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議し、2021年4月23日開催の取締役会において同方針の一部変更に関する決議を行っております。取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本方針

当社の取締役の報酬に関する基本方針は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主との一層の価値共有を進めることを目的として決定され、基本報酬及び譲渡制限付株式報酬で構成される。

b. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は月例の固定報酬とし、当社の業績及び業績への各人の貢献度など諸般の要因を考慮し、他社水準等を考慮しながら総合的に勘案して決定し、支払うこととしている。

c. 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針

当社の取締役に付与される譲渡制限付株式報酬の額は、定時株主総会の日から1か月以内に開催される取締役会において役位毎に定められた額が決定され、同取締役会決議から1ヶ月を経過する日までに付与される。

d. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の金銭報酬と譲渡制限付株式報酬の額の割合は、当社の業績及び業績への各人の貢献度、社会情勢など諸般の要因を考慮し決定する。

e. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役個人別の報酬額については、取締役会の諮問機関として設置する指名・報酬委員会が審議・決定した各取締役の報酬額案を取締役に提示し、審議を経て取締役会決議により決定

される。

- f. その他個人別の報酬等についての決定に関する重要な事項
該当事項なし。

(注) 「c. 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針」にかかわらず、当社は2025年12月11日開催の臨時株主総会の日から1か月以内である2025年12月11日に開催された取締役会において、新任取締役に対する譲渡制限付株式の発行決議を行い、2026年1月9日付で譲渡制限付株式を発行しております。

- ③ 当事業年度において支払った役員退職慰労金
該当事項はありません。

- ④ 非金銭報酬等の内容

非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は「②役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「2. (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。

- ⑤ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2023年6月29日開催の第27回定時株主総会において年額200百万円以内（うち社外取締役分年額50百万円以内、使用人分給与は含まない。）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、7名（うち、社外取締役は4名）です。

これに加えて、取締役の株式報酬の限度額は、2025年6月27日開催の第29回定時株主総会において、年額300百万円以内（うち社外取締役分年額100百万円以内）、株式数の上限を年300万株以内（うち、社外取締役年100万株以内）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、4名（うち、社外取締役は1名）です。

監査役の報酬限度額は、2023年6月29日開催の第27回定時株主総会において年額40百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名です。

これに加えて、監査役の株式報酬の限度額は、2025年12月11日開催の臨時株主総会において、年額200百万円以内、株式数の上限を年200万株以内（社外監査役も付与対象）と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名です。

(7) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役黒圖肇は、P-ALMキャピタル株式会社の代表取締役社長を兼務しております。なお、当社と同社との間に取引関係はありません。
 - ・取締役江尻隆は、ESTパートナーズ法律事務所のオブカウンセルを兼務しております。なお、当社と同法律事務所との間に取引関係はありません。
 - ・監査役清水琢磨は、法律事務所イオタの代表パートナー弁護士を兼務しております。なお、当社は同法律事務所所属弁護士との間で法律事務の委任契約書を締結しております。
- ② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・監査役坂本二郎は、株式会社カイオム・バイオサイエンスの社外取締役（監査等委員）を兼務しております。なお、当社は同社との間で共同研究契約及びコンサルタント契約を締結しております。
 - ・監査役清水琢磨は、株式会社ABEJAの社外監査役を兼務しております。なお、当社と同社との間に取引関係はありません。
- ③ 当事業年度における主な活動状況

	活 動 状 況
取締役 黒 圖 肇	当事業年度に開催された取締役会21回全てに出席いたしました。証券会社等における企業経営、経営戦略等の豊富な経験に基づき、当社経営の重要事項及び業務執行に対する発言を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、客観的・中立的な立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定について意見をいただいております。社外取締役として当社が期待する役割を果たしております。
取締役 江 尻 隆	就任後、当事業年度に開催された取締役会5回全てに出席いたしました。弁護士として長年にわたり企業法務の豊富な知識と経験に基づき、当社経営の重要事項及び業務執行に対する発言を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っており、社外取締役として当社が期待する役割を果たしております。
監査役 和 田 成一郎	当事業年度に開催された取締役会21回及び監査役会14回全てに出席いたしました。不動産投資顧問会社で6年にわたり監査役業務に従事した知見を活かし、監査役として当社経営全般を監視し、取締役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っており、社外監査役として当社が期待する役割を果たしております。

	活 動 状 況
監査役 坂 本 二 朗	就任後、当事業年度に開催された取締役会17回及び監査役会10回全てに出席いたしました。上場会社での管理部門における幅広い経験と、バイオベンチャーにおける監査役及び監査等委員としての経験に基づき、監査役として当社経営全般を監視し、取締役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っており、社外監査役として当社が期待する役割を果たしております。
監査役 清 水 琢 磨	就任後、当事業年度に開催された取締役会17回及び監査役会10回全てに出席いたしました。長年にわたり弁護士として企業法務の実務に携わり、法律専門家としての豊富な知識と実績を有しており、これらの豊富な知識と実績を活かし、監査役として当社経営全般を監視し、取締役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っており、社外監査役として当社が期待する役割を果たしております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称

やまと監査法人

(2) 報酬等の額

- | | |
|--------------------------------------|----------|
| ① 当事業年度における会計監査人としての報酬等の額 | 19,500千円 |
| ② 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額 | 19,500千円 |

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の決議により、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会は監査役全員の同意により、会計監査人を解任いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人やまと監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	5,199,028	流 動 負 債	983,767
現金及び預金	4,910,354	1年内償還予定の社債	300,000
売掛金	12,194	未払法人税等	27,012
原材料及び貯蔵品	331	前受金	203,600
その他	276,147	預り金	375,105
固 定 資 産	707,311	その他	78,048
有 形 固 定 資 産	0	固 定 負 債	1,356,831
建物及び構築物	93,025	社債	1,300,000
機械装置	219,345	資産除去債務	34,386
その他	31,754	その他	22,444
減価償却累計額	△344,125	負 債 合 計	2,340,598
無 形 固 定 資 産	0	純 資 産 の 部	
その他	0	株 主 資 本	3,407,636
投 資 其 他 の 資 産	707,311	資本金	979,046
投資有価証券	335,814	資本剰余金	6,359,386
その他	371,496	利益剰余金	△3,930,768
		自己株式	△27
		その他の包括利益累計額	130,532
		その他有価証券評価差額金	113,863
		為替換算調整勘定	16,669
		新株予約権	27,130
		非支配株主持分	441
		純 資 産 合 計	3,565,741
資 産 合 計	5,906,339	負 債 純 資 産 合 計	5,906,339

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	174,498
売上原価	21,203
売上総利益	153,295
販売費及び一般管理費	1,119,283
営業損失	965,988
営業外収益	
受取利息	33,076
為替差益	29,798
補助金収入	76,995
雑収入	7,954
営業外費用	
支払利息	23,139
社債発行費	25,000
雑損失	636
経常損失	866,939
特別損失	
固定資産除売却損	0
減損損失	19,790
転換社債償還損	54,024
税金等調整前当期純損失	940,753
法人税、住民税及び事業税	3,168
当期純損失	943,922
非支配株主に帰属する当期純損失	41
親会社株主に帰属する当期純損失	943,880

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	4,611,594	流 動 負 債	604,715
現金及び預金	4,323,382	1年内償還予定の社債	300,000
売掛金	12,194	未払金	60,295
原材料及び貯蔵品	331	未払費用	6,477
前渡金	57,968	未払法人税等	26,299
前払費用	175,820	前受金	203,600
未収消費税等	25,263	預り金	8,043
未収入金	7,308	固 定 負 債	1,356,831
その他	9,325	社債	1,300,000
固 定 資 産	1,131,768	資産除去債務	34,386
有 形 固 定 資 産	0	長期預り保証金	22,444
建物附属設備	91,320	負 債 合 計	1,961,546
構築物	1,705	純 資 産 の 部	
機械及び装置	219,345	株 主 資 本	3,640,668
工具、器具及び備品	31,754	資 本 金	979,046
減価償却累計額	△344,123	資 本 剰 余 金	6,359,486
無 形 固 定 資 産	0	資本準備金	6,359,486
実施許諾権	0	利 益 剰 余 金	△3,697,836
ソフトウェア	0	その他利益剰余金	△3,697,836
投資その他の資産	1,131,768	繰越利益剰余金	△3,697,836
投資有価証券	253,000	自 己 株 式	△27
関係会社株式	91,000	評 価 ・ 換 算 差 額 等	114,016
関係会社出資金	441,773	その他有価証券評価差額金	114,016
長期前払費用	210,470	新 株 予 約 権	27,130
敷金及び保証金	135,524	純 資 産 合 計	3,781,815
資 産 合 計	5,743,362	負 債 及 び 純 資 産 合 計	5,743,362

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	174,498
売上原価	21,203
売上総利益	153,295
販売費及び一般管理費	991,320
営業損失	838,025
営業外収益	
受取利息	33,067
補助金収入	76,995
為替差益	30,620
雑収入	176
合計	140,860
営業外費用	
支払利息	23,139
社債発行費	25,000
投資事業組合運用損	41,243
雑損	636
合計	90,019
経常損失	787,184
特別損失	
固定資産除売却損	0
転換社債償還損	54,024
減損	19,790
子会社株式評価損	330
合計	74,144
税引前当期純損失	861,329
法人税、住民税及び事業税	2,454
当期純損失	863,783

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月20日

NANOホールディングス株式会社
取締役会 御中

やまと監査法人

東京都港区

指定社員 業務執行社員	公認会計士	木村	喬
指定社員 業務執行社員	公認会計士	宗田	健二

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、NANOホールディングス株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、NANOホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象（会社分割による持株会社体制への移行）に記載されているとおり、会社は、2025年10月8日開催の取締役会決議に基づき、2026年4月1日付で新設分割により持株会社体制へ移行した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月20日

NANOホールディングス株式会社
取締役会 御中

やまと監査法人
東京都港区

指 定 社 員 公 認 会 計 士 木 村 喬
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公 認 会 計 士 宗 田 健 二
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、NANOホールディングス株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第30期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象（会社分割による持株会社体制への移行）に記載されているとおり、会社は、2025年10月8日開催の取締役会決議に基づき、2026年4月1日付で新設分割により持株会社体制へ移行した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第30期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
 - (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、必要に応じて事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 やまと監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 やまと監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月22日

NANOホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 和田 成一郎 ㊟

監査役（社外監査役） 坂本 二郎 ㊟

監査役（社外監査役） 清水 琢磨 ㊟

以上

株主総会会場ご案内図

日時 2026年6月30日（火曜日）
午前10時 開会

会場 東京都千代田区有楽町一丁目1番2号
日比谷三井カンファレンス ROOM1+2
(東京ミッドタウン日比谷 日比谷三井タワー 8階)



<交通のご案内>

J R

山手線・京浜東北線「有楽町駅」……………徒歩約5分

地下鉄

東京メトロ千代田線・日比谷線・都営地下鉄三田線「日比谷」駅直結

東京メトロ有楽町線「有楽町駅」地下道経由……………徒歩約4分

東京メトロ丸ノ内線・銀座線「銀座駅」地下道経由……………徒歩約5分